

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

板倉町長

## 公表日

令和7年10月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害児(者)に対して各種の支援をするための事務を行う。</p> <p>板倉町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①自立支援給付費の支給決定等に関する事務。</li><li>②自立支援医療費の支給決定等に関する事務。</li><li>③地域生活支援事業の支給決定等に関する事務。</li><li>④補装具費の支給決定等に関する事務。</li><li>⑤計画相談の支給決定等に関する事務。</li></ul>
③システムの名称	①障害福祉システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①総合支援受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表117 番号法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 【情報提供】表の11、14、20、37、42、75、80、81、125、144、155の項 【情報照会】表の144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 板倉町役場 総務課 情報広報係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 板倉町役場 福祉課 社会福祉係
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[      ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [ 1,000人未満(任意実施) ]
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上    2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり    2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[ ]委託しない		
[ ]提供・移転しない		
[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	障害福祉に関する事務において特定個人情報を取り扱う場合には、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]  
[選択肢]  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である]  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】	
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によってアクセス可能な職員を限定している。また、年度ごとにアクセス可能な職員を更新したり、アクセスログを記録することでアクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない職員(元担当者や他部署の職員)によって不正に使用されるリスクへの対策「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者総合支援法に関する事務を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害児(者)に対して各種の支援をするための事務を行う。	事後	
令和1年6月21日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	項目の追加 ⑤計画相談の支給決定等に関する事務	事後	
令和1年6月21日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第7号	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 小野田 博基	福祉課長	事後	
令和1年6月21日	I－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 福祉課 社会福祉係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口:板倉町役場 福祉課 社会福祉係	事後	
令和1年6月21日	I－8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 福祉課 社会福祉係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口:板倉町役場 福祉課 社会福祉係	事後	
令和1年6月21日	II－1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II－1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月16日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の84	番号法第9条第1項別表117 番号法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月16日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 【情報提供】表の11、14、20、37、42、75、80、81、 125、144、155の項 【情報照会】表の144、145、146の項	事後	
令和7年10月16日	II－1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月16日	II－1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 板倉町役場 福祉課 社会福祉係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	